

特記仕様書

1. 修繕名称 令和7年度 汚水 岩村田分区 4221号線 マンホール修繕
2. 施工箇所 平塚橋マンホールポンプ場 ポンプ井
3. 工事場所 佐久市 根々井
4. 工事概要 マンホール防食工 1基
・塗布型D種 クリスタルライニング工法 $t = 2.5\text{mm}$ (同等品以上可)
5. 工事範囲
本修繕は、設計図書、本特記仕様書により修繕を行う。
修繕が、通常維持管理のもとで行われるため、事業主体及び施設管理業者と十分に打合せを行い、施工計画を立てること。
6. 修繕の目的
防食被覆工法は、硫化水素に起因する硫酸による腐食環境下におかれたコンクリート面を被覆し、保護することにより、コンクリート構造物の耐用年数をできるだけ長期間維持することを目的として行うものである。
7. 施工条件
本修繕は、設計図書及び特記仕様書によるほか、下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (R5.3) (一般財団法人 下水道事業支援センター発行) 下水道コンクリート防食工事施工・品質管理の手引き (案) (R5.12) による。
8. 一般事項
 - (1) 法令条例規則
本修繕に係る法令・条例・規則等を遵守し、必要となる届出、手続等は受注者が代行し、これに関する費用は受注者の負担とする。
 - (2) 疑義その他
 - イ) 図面及び特記仕様書に疑義を生じた場合は監督員と協議の上、その指示に従う。
 - ロ) 設計図に記載されていない事項でも、監督員と協議の上必要と認められるものは施工すること。なお、軽微と判断されるものについては受注者側の負担を原則とする。

（３）材料

使用する材料は、別紙品質規格に適合しているものを選定し、「使用材料発注先調書」「品質証明書」を提出し、監督員の承諾を得るものとする。尚、材料選定に当たって設計図書に記載されているもの以外を使用する場合は、その仕様を提出し監督員の承諾を得るものとする。

（４）現場の安全管理

施行者は、「労働基準法」・「労働安全衛生法」・「消防法」・「労働安全衛生規則」・「酸素欠乏症等防止規則」・「安全衛生管理指針」その他関係規則に従って、場内の管理をし、労務の安全、衛生その他、風水害、火災、盗難、風紀、その他の公害防止に注意すること。転落や設備等の落下に細心の注意を払い、水槽内の施工環境（酸素、硫化水素濃度）においても、送風機の設置や作業員への防護マスクの着用を徹底実施し、安全衛生管理の徹底を図ること。

9. 防食工事

- （１）設計図書に示されていないものについては、7. 施工条件によるものとする。
- （２）処理水槽内は全て、防食仕様・下地復旧（断面修復）仕様によるものとし、責任施工とする。また、防食材料の保証期間は、一般的な耐用年数の最低 10 年とし、工事完了時の提出書類として、性能保証書を提出すること。

10. その他

- （１）設計図書に特に明示していない事項であっても、工事の遂行上当然必要なものは、請負者の負担において処理しなければならない。
- （２）その他特に定めのない事項または質疑が生じた事項については、監督員と十分協議のうえ決定すること。
- （３）施工に際して、平塚橋マンホールポンプ場の運転管理業者（水 ingAM(株)佐久管理事務所）と必ず工程協議すること。また、本設計積算における業務内容については、管清工業(株)南信営業所 (0266-58-1365) からの見積りを基に精査し決定している。（見積単価は整数止めとしている）
- （４）配管撤去再設置について、ポンプや配管等の着脱について不明点がある場合は、ポンプの設置業者である、株式会社メエップ (0263-48-2317) から聞き取りを行い、ポンプ等を破損させないように作業を行うこと。